

静岡県手話サークル連絡会 規約(案)

(名称)

第1条 本会の名称を「静岡県手話サークル連絡会」とする。

(目的)

第2条 静岡県内の手話サークル及びろうあ協会、手話通訳問題研究会、手話通訳者集団との協同活動を基本とし、聴覚障害者・手話に関わる各地域の情報交換、交流、学習、運動の推進をすることを目的とする。また、地域手話サークル連絡会(以下、地域サ連)相互の連絡を密にし、共通な認識のもと、聴覚障害者福祉はもとより、誰もが暮らしやすいノーマライゼーションの理念の実現をめざす。

(事業)

第3条 本会は、第2条に掲げた目的を達成するために、以下の活動を行なう。

- ① 県内手話サークル、地域サ連同士の連携を促進する活動
- ② 県内関係諸団体との連携を促進する活動
- ③ 聴覚障害者はもとより誰もが暮らしやすい社会を築く活動
- ④ 社会に対する啓発活動
- ⑤ 学習及び、仲間作り、研修会等の活動
- ⑥ その他活動に関し必要な事項

(会員構成、加盟方法)

第4条 本会は、本会の目的に賛同する県内手話サークルによって構成する。
加盟方法は地域サ連単位を原則とする。新たな地域サ連が設立された際には、本会で加盟について協議する。

(分担金)

第5条 分担金として、1サークルにつき定められた金額を地域サ連単位で集める。

(総会)

第6条 本会の総会は年度当初に行い、活動方針、活動計画、予算、規約改定、会長以下事務局体制の承認を行なう。

第7条 本会の総会の議長は、その総会において出席会員の中から選出する。

第8条 本会の総会は、代議員制とし、委任状を含む代議員の2/3以上の出席をもって成立する。

第9条 総会の議決は、出席代議員の過半数をもって行なう。

(事務局)

第10条 本会に事務局を設置し、活動に関する事務を行なう。事務局員は地域サ連の事務局員より選出する。また、本会の事務局が必要とする者を事務局員に加えることができる。

第11条 本会事務局に次の役員を置く。

会長1名、副会長1名、事務局長1名、会計1名、事務局員若干名

第12条 本会の役員の任務は次の通りとする。

- ① 会長は本会を代表し会務を統括する。
- ② 副会長は会長を補佐する。会長が任務を遂行できない場合、任務を代行する。
- ③ 事務局長は本会の事務全般を行なう。
- ④ 会計は本会の会計事務を行なう。

第13条 本会事務局員の任期は1年（4月1日から翌年3月31日まで）とする。任期途中で都合により事務局を降る場合は、事務局会議で承認を得て、後任者を選出し決定する。

第14条 本会の事務局は、総会にて承認を得る。また、再任を妨げない。

第15条 本会の円滑な運営のため、事務局会議を年4回開催する。また、必要に応じて、臨時会議等を開催することができる。

(会計)

第16条 本会の会計は分担金、事業収入、その他によって運営する。

第17条 本会の収支決算は、収支計算書、会計帳簿等の関係書類とともに、会計監査の監査を受け、総会において承認を得る。
会計監査は地域サ連から1名選出し、収支決算の監査を行なう。

(その他)

第18条 必要に応じ、静聴協・静通研、その他関係諸団体と協議を行なう。

附則

(適用)

1 この規約は、2007年10月1日から適用する。

(廃止)

2 静岡県手話サークル連絡会準備規約（2006年3月4日施行）は、廃止する。